

[illegible]

別海町農業委員会

第 2 4 期 第 1 7 回総会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 3 年 1 0 月 2 9 日)

○開催日時 令和 3 年 1 0 月 2 9 日 (金)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 3 0 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

- | | | |
|---------|---------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地等あっせん結果の報告について(農業経営基盤強化促進法) |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地等あっせん結果の報告について(別海町農地移動適正化あっせん基準) |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 5 条の許可書の交付について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 6 | 報告第 6 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 7 | 報告第 7 号 | 農地法第 6 条の 2 第 1 項の規定による農地所有適格法人以外の者の定期報告について |
| 日程第 8 | 議案第 1 号 | 農地法第 1 8 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 9 | 議案第 2 号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について |
| 日程第 1 0 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 1 1 | 議案第 4 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 1 3 | 議案第 6 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 1 4 | 議案第 7 号 | 現況証明願いについて |

○出席委員（27名）

会	長	27番	小	野	榮	一
会長職務代理者		26番	信	夫	重	勝

1番	及	川	哲	夫	2番	山	崎		茂
3番	齊	藤	主	夫	4番	市	川	義	晴
5番	石	毛		剛	6番	藤	田	浩	義
7番	中	洞		薫	8番	加	藤	真	純
9番	畠	山	友	子	10番	大	内	敏	光
11番	芳	賀		均	12番	中	村	繁	男
13番	小	島		敏	14番	羽	石	健	一
15番	加	藤	和	広	16番	内	藤	宏	幸
17番	阿	部		浩	18番	藤	井		実
19番	木	幡		誠	20番	浦	山	宏	一
21番	山	田	良	雄	22番	押	田	賢	二
23番	林		武	雄	24番	伊	藤	一	吉
					25番	竹	花	新	吉

○欠席委員（なし）

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	内	山	宏
総務担当	主幹	棧	木	直人
農地調整担当	主査	山	下	真弘
農地調整担当	主任	志	渡	正勝
農地調整担当	主任	川	原	浩貴
農地調整担当	主事	佐	藤	大樹

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

5番	石	毛	剛	7番	中	洞	薫
----	---	---	---	----	---	---	---

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 小 野 榮 一 ⑩

議席 5 番 石 毛 剛 ⑩

議席 7 番 中 洞 薫 ⑩

◎開会宣言

○事務局（内山事務局長）

定刻になりましたので小野会長より御挨拶をいただき、総会を始めさせていただきます。

○小野会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 7 件、議案 7 件ですので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは、ただいまから第 17 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 27 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。5 番石毛委員、7 番中洞委員。以上 2 名を指名しますので、よろしく願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（小野会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第 1 号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は全部で 11 件ございます。1 号から 2 号までにつきましては、農地所有者から所有権の移転に関わるあっせん申出があり、周辺地域における農用地の保有状況、利用状況、更には将来性等を踏まえ北海道農業公社の買入れが必要との判断から調整を行いました但双方の同意が得られず不成立となったものであります。今後の取扱いについては後の議案第 2 号で提案し御審議していただく予定です。3 号から 5 号につきましては、本年 9 月総会で報告させていただきましたが、農用地の価格について意向が一致せず不調に終わったため、関係法令の規定に基づき町長に対し買入れ協議の要請に取り組んだところ、この度協議が整う運びとなったものです。6 号から 11 号につ

きましては、農地売買等事業により北海道農業公社が買い入れた土地について、一時貸付を行う内容であります。旧所有者につきましては、6号及び7号の2件が[]さん、8号が[]さん、9号から11号までの3件が[]さんとなっております。こちらも後の議案第6号で提案し御審議いただく予定です。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん対象地、[]—[]外筆、計[]m²。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、加藤和広委員外5名。あっせん結果、不成立。

次号から5号までのあっせん候補者については同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、あっせん対象地、[]—[]外筆、計[]m²。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、同上。あっせん結果、不成立。

第3号、あっせん対象地、[]—[]外筆、計[]m²。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、大内委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[]円。次号から5号までのあっせん委員については同文ですので朗読を省略いたします。

第4号、あっせん対象地、[]—[]外筆、計[]m²。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[]円。

第5号、あっせん対象地、[]—[]、計[]m²。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[]円。

第6号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]—[]外筆、計[]m²。農地の所有者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん委員、山田委員外8名。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[]円。次号から11号までの農地の所有者については同文ですので朗読を省略いたします。

第7号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]—[]外筆、計[]m²。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[]円。

第8号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]—[]外筆、計[]m²。あっせん委員、加藤真純委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[]円。

第9号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]—[]

外筆、計 〇〇〇〇〇 ㎡。あっせん委員、加藤和広委員外 5 名。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間 〇〇〇〇〇 円。次号及び 11 号のあっせん委員については同文ですので朗読を省略いたします。

第 10 号、あっせん候補者、〇〇〇〇 番地の 〇〇、〇〇〇〇。あっせん対象地、〇〇〇〇 ー 外筆、計 〇〇〇〇〇 ㎡。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間 〇〇〇〇〇 円。

第 11 号、あっせん候補者、〇〇〇〇 番地の 〇〇、〇〇〇〇。あっせん対象地、〇〇〇〇 ー 外筆、計 〇〇〇〇〇 ㎡。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間 〇〇〇〇〇 円。

以上で報告第 1 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第 1 号の事務局説明が終わりましたので調整に当たられた委員の説明を求めます。1 号と 2 号につきましては不成立案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。3 号につきましては 19 番木幡委員、4 号と 5 号につきましては 25 番竹花委員。6 号と 7 号につきましては 22 番押田委員。8 号につきましては 9 番畠山委員。9 号から 11 号につきましては 14 番羽石委員。それでは 3 号につきまして 19 番木幡委員お願いいたします。

○19 番 木幡委員

はい、説明いたします。〇〇〇 さんは何十年も前に離農しており、これまで賃貸していた畑を北海道農業公社に売ることになりました。これまで賃貸していた 3 件の農家に公社から貸し付けることで調整もついていますので、よろしくをお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、4 号と 5 号を 25 番竹花委員お願いいたします。

○25 番 竹花委員

はい、説明いたします。〇〇〇 さんが今年いっぱいで営農を中止されることに伴い、自分名義の農地と、父親である 〇〇〇 さんの名義の土地を全地売却したいという申し出がありました。近隣農家と調整した結果、農地売買等事業により北海道農業公社が買い上げる運びとなりました。以上です。

○議長（小野会長）

続きまして、6 号と 7 号を 22 番押田委員お願いいたします。

○22 番 押田委員

はい、元々 〇〇〇 さんの農地で北海道農業公社が買い上げたところを、〇〇〇 さんと 〇〇〇 さんに 5 年賃貸するものです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、8 号について 9 番畠山委員お願いいたします。

○9 番 畠山委員

はい、説明いたします。北海道農業公社が 〇〇 さんから買い上げた農地を、

■さんに一時貸付するものです。以上です。

○議長（小野会長）

続きまして、9号から11号について14番羽石委員お願いいたします。

○14番 羽石委員

はい、説明いたします。9号から11号ですが、北海道農業公社が■さんから買い上げた畑を、■さん、■さん、■さんに賃貸するものです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

報告第1号について委員説明が終わりました。それでは報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（小野会長）

日程第2 報告第2号「農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第2号、農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）。次の者から農地等のあっせん申出書の提出があり、別海町農地移動適正化あっせん基準に基づきあっせんを行ったので、同基準第8第2項第3号の規定により報告する。本件は全部で3件ございます。全件、農地所有者の申出により、新たに所有権の移転のあっせんを行ったものであります。今後の取扱いについては後の議案第6号で提案し御審議いただく予定であります。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、■番地の■、■、■。あっせん対象地、■、■、計■㎡。農地の所有者、■番地の■、■。あっせん委員、大内委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で■円。次号及び3号のあっせん委員については同文ですので朗読を省

略いたします。

第2号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]、計[]m²。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん結果、成立。あっせん価格、贈与につき0円。

第3号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]、計[]m²。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん結果、成立。あっせん価格、贈与につき0円。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第2号の事務局説明が終わりました。ここであっせんに当たられた委員の説明を求めます。1号と2号につきましては25番竹花委員、3号につきましては19番木幡委員。それでは1号と2号を25番竹花委員お願いいたします。

○25番 竹花委員

はい、説明いたします。1号と2号ともに、先ほどの[]さんのあっせんで、農地売買等事業に乗ることができなかった部分の所有権移転になります。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、3号を19番木幡委員お願いいたします。

○19番 木幡委員

はい、説明いたします。同じく議案1号にありました[]さんの畑で、北海道農業公社が買い取れなかった施設周りの部分を[]さんに贈与するものです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

それでは報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（小野会長）

日程第3 報告第3号「農地法第5条の許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より、報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

報告第3号、農地法第5条の許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては令和3年8月31日開催の第15回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりですので、詳細については朗読を省略させていただきます。第1号及び第2号の[]の砂、土、火山灰採取の許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります令和3年9月22日としております。以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては知事許可案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。それでは報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（小野会長）

日程第4 報告第4号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より、報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

報告第4号、農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第4条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件については、令和3年10月19日に現地調査を行ったものであります。報告内容については砂計画高5,569m³に対して出来高0m³であり、そのほかは申請時の計画どおりですので朗読を省略させていただきます。以上

で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第4号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。24番伊藤委員お願いいたします。

○24番 伊藤委員

10月19日に加藤和広委員と藤田委員と事務局とで見てきました。申請したものの作業に取り掛かることが出来なかったようで、申請前の状態のままであることを確認しました。以上です。

○議長（小野会長）

報告第4号の委員説明が終わりました。ここで、報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 報告第5号

○議長（小野会長）

日程第5 報告第5号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

報告第5号、農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第5条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和3年10月19日に現地調査を行いました。報告内容については、砂の計画高2万1,799^mに対して出来高5,706^m、火山灰の計画高9,882^mに対して出来高0^m、土の計画高8,649^mに対して出来高0^mであります。そのほかの事項につきましては、申請時の計画どおりですので、朗読を省略させていただきます。以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第5号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。15番加藤和広委員お願いいたします。

○15番 加藤和広委員

10月19日に藤田委員と伊藤委員と事務局で現地を見てきました。採取後の整地はされており、播種については来春、土地の所有者が自ら行うとのことでしたので問題ないと見てきました。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

報告第5号の委員説明が終わりました。ここで、報告第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第5号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第6 報告第6号

○議長（小野会長）

日程第6 報告第6号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

報告第6号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は7件の報告がありました。いずれも農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしておりました。法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。以上で報告第6号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても法人の定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。ここで報告第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第6号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第6号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第7 報告第7号

○議長（小野会長）

日程第7 報告第7号「農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の者の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

報告第7号、農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の者の定期報告について。次の者から農地法第6条の2第1項の規定による農地等の利用状況報告書の提出があったので報告する。今月は1件の報告がありました。農地等利用状況について適正に利用している旨の報告を受けております。また、その他の要件につきましても満たしていると判断しております。決算期、受理日につきましても記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。以上で報告第7号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第7号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは報告第7号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第7号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第7号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第8 議案第1号

○議長（小野会長）

日程第8 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者

から農地法第18条第6項の規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による可否の決定を求める。

本件は2件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、[]番地[]、[]。借人、[]番地[]、[]。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[]m²。利用権の種類、賃借権。契約期間、令和元年6月24日から令和10年6月23日。合意解約成立の日、令和3年9月7日。土地の引渡しの時期、令和3年9月7日。解約の理由、合意解約。

第2号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[]m²。利用権の種類、賃借権。契約期間、平成30年11月1日から令和5年10月31日。合意解約成立の日、令和3年10月11日。土地の引渡しの時期、令和3年10月12日。解約の理由、合意解約。以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第1号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第9 議案第2号

○議長（小野会長）

日程第9 議案第2号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第2号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について。次の者から農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づきあつせんを受けたい旨の申出があった農用地の所有権移転について、農地中間

管理機構による買入れが特に必要であると認められることから、同法第16条第1項の規定により当会は別海町長に対し同条第2項の規定による通知をするよう要請する。

本件は2件ございます。先の報告第1号で不成立となった案件の農地所有者からあっせんの申出があったものであります。それでは御説明させていただきます。1号と2号は同様の内容となっておりますので一括で御説明いたします。1 あっせんの申出者及び農用地の所在等、あっせんの申出者とあっせんの対象地につきましては報告第1号において朗読しておりますので省略いたします。申出のあった日、令和3年10月15日。2 農地中間管理機構を含めた調整の経過、あっせん会議を開催し利用調整を図ったところ、農用地の価格について農地所有者と農地中間管理機構の意向が一致せず調整は不調に終わったという内容でございます。3 当該農用地の利用集積に係る意見、当該農用地は優良農地等であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められるといった内容で要請いたします。以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても買入れ協議の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第2号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第10 議案第3号

○議長（小野会長）

日程第10 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可

の決定を求める。農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。

第1号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地[]、[]。借人、[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]－[]外[]筆、合計[]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸し付けるものである。借人は、経営規模拡大のため借り受けるものである。貸借期間は、許可日から令和10年6月23日まで。

第2号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]－[]外[]筆、合計[]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、経営の主体である長男に全地使用貸借するため申請するものである。借人は、父より全地使用貸借を受けるため申請するものである。貸借期間は、令和3年11月28日から50年間。

第3号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]－[]外[]筆、合計[]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、経営の主体である二男に全地使用貸借するため申請するものである。借人は、父より全地使用貸借を受けるため申請するものである。貸借期間は、許可日から40年間。

第4号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地[]、[]、[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]－[]外[]筆、合計[]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため使用貸借するものである。借人は、農地所有適格法人を設立するため申請するものである。貸借期間は、許可日から40年間。

第5号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地[]、[]、[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]－[]外[]筆、合計[]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため使用貸借するものである。借人は、農地所有適格法人を設立するため申請するものである。貸借期間は、許可日から40年間。

ここで8月31日開催の第15回総会にて質問がありました、使用貸借の契約期間を永久とすることに対する可否について、北海道農業会議の見解を確認しましたので報告します。貸借契約はいつか終了するものであるため期間を永久とすることはあまり好ましくなく、民法で使用されている「期間を定めない」といった文言を使用した方が無難であるという回答がありました。また、関係法令の規制により契約期間を明らかにしなくてはならない場合は、更新期限到来による再申請をする手間や費用を発生させないよう期間を40

年や50年といった実質的に永年に近い年数を提案していく予定です。

以上で、議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めます。1号につきましては6番藤田委員。2号につきましては26番信夫代理。3号につきましては21番山田委員。4号と5号につきましては22番押田委員。それでは、1号につきまして6番藤田委員お願いいたします。

○6番 藤田委員

はい、説明いたします。[]さんが経営移譲するということで、後継者である息子の[]さんが新たに賃貸契約するものです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、2号を26番信夫代理願います。

○26番 信夫代理

はい、説明いたします。後継者である[]さんは既に主体的に経営をされており、地域のリーダーで、かつ、乳牛改良も意欲的に行っている人物であります。今回父親の[]さんからの使用貸借を新規で行います。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、3号を21番山田委員願います。

○21番 山田委員

はい、説明いたします。[]さんは元JA職員で、10年程前に新規就農した人です。所有農地は[]ヘクタールと少ないですが[]ヘクタールを北海道農業公社から一時貸付を受けています。D型ハウス2棟で60頭を飼養し、アブレストパーラーで搾乳しています。餌はTMRセンターを利用しており、育成牛は持たず、搾乳のみの経営です。JAの販売課にいたことで培われた牛を見る目で、[]さん本人が市場から搾乳牛を調達しています。経営移譲される次男の[]君もTMRセンターの作業部長としての役を立派に果たしています。[]さんは63歳で、今回厚生年金を受給されるタイミングで経営移譲するとのことですので。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、4号と5号を22番押田委員願います。

○22番 押田委員

はい、説明いたします。[]さんですが、今回法人化されるということで、父親の[]さん名義の土地と自分名義の土地を法人に使用貸借するものです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

議案第3号につきまして委員の説明が終わりました。ここで議案第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、議案第3号につきまして採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(小野会長)

挙手なしということですので、議案第3号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

(10時50分から11時00分まで休憩)

◎日程第11 議案第4号

○議長(小野会長)

日程第11 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局(山下主査)

議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではないと判断しております。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、[]—[]外[]筆。面積、[] m^2 。目的、砂採取。計画内容、砂採取量、[] m^3 。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第4条第1項第1号。土地利用計画、農用地。転用者氏名、[]番地の[]、砂利採取販売業、農地所有適格法人、[] [] []。

第2号、許可を受けようとする土地の表示、[]—[]。面積、[] m^2 。目的、農業用施設建設。計画内容、育成舎外、[] m^2 。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第4条第6項。土地利用計画、農用地。転用者氏名、[]番地の[]、農地所有適格法人、[] [] []。

第3号、許可を受けようとする土地の表示、[]—[]外[]筆。面積、[] m^2 。目的、農業用施設建設。計画内容、牛舎外、[] m^2 。転用基準、土地利用計画は前号と同じです。転用者氏名、[]番地、農地所有適格法人、[] [] []。

第4号、許可を受けようとする土地の表示、[]—[]。面積、[] m^2 。目的、農家住宅建設。計画内容、住宅外、[] [] []。

㎡。転用基準、区分、1種。許可理由、農地法施行規則第38条及び第39条第1号。土地利用計画、農振地。転用者氏名、 番地の 、農業 。

第5号、許可を受けようとする土地の表示、 ー 。面積、 ㎡。目的、農業用施設建設。計画内容、バンガーサイロ、 ㎡。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第4条第6項。土地利用計画、農用地。転用者氏名、 番地の 、農業 。

第6号、許可を受けようとする土地の表示、 ー 外 筆。面積、 ㎡。目的、農業用施設建設。計画内容、牛舎外、 ㎡。転用基準、土地利用計画、転用者氏名については前号と同じです。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第4号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。1号につきましては24番伊藤委員。2号につきましては4番市川委員。3号につきましては20番浦山委員。4号から6号につきましては16番内藤委員。

それでは1号について、24番伊藤委員お願いいたします。

○24番 伊藤委員

はい、ご説明いたします。1号につきましては報告4号でも工事完了の報告が上がっていた同じ場所であり、実質再申請で行うという申請なので、内容等問題ないと思ってまいりました。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、4番市川委員お願いします。

○4番 市川委員

はい、 さんの関係ですけれども施設全般を見た範囲内では施設を建てる用地がなく、事務所から道路を挟んで右側のところに農地があるのですけれどもそこを利用するとの話です。経営規模拡大のためなら仕方のないことなのかなと思って見てまいりました。

○議長（小野会長）

続きまして、20番浦山委員お願いします。

○20番 浦山委員

はい、説明いたします。 の子会社でありますけれども、主に受精卵を採取する会社であります。現在は離農された方の農地を買った方からその施設を一部お借りして、採卵する牛を預かり、そこで採卵するという業務です。今回自分の農地にそのための施設を建設して、付随のものも建てるという案件でございます。最小限の必要スペースということで確認してまいりましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、16番内藤委員お願いします。

○16番 内藤委員

はい、4号については[]さんが住宅として建築されるものであります。場所は私道の左側の小高い採草地で、測量の杭が打ってありました。他にはこれだけのスペースが見当たらず、必要最小限の面積ということで転用はやむを得ないと見てまいりました。5号は地目が畑になっておりますが、ロール置き場で見たところ牧草はなく雑種地と確認してきました。6号については規模拡大中の[]さんが牛舎を建てる予定です。申請地は牧草畑の一角に造りたいとのこと。他に適した場所がないため、転用についてはやむを得ないと判断してきました。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

議案第4号の委員説明が終わりました。ここで議案第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第4号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第12 議案第5号

○議長（小野会長）

日程第12 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましても、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではないと判断しております。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、[]一[]外[]筆。面積、[] m^2 。契約内容、使用貸借。目的、土採取。計画内容、土採取量[] m^3 。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農用地。所有者氏名、[]番地の[]、

。転用者氏名、 番地、砂利採取販売業、。

以上で議案第 5 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第 5 号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。

24 番伊藤委員、お願いいたします。

○24 番 伊藤委員

はい、ご説明いたします。継続的に土採取をしているところで、申請通り適正な申請で面積も最小限にとどめている範囲であるということを理解し、見てまいりました。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

議案第 5 号の委員説明が終わりました。ここで議案第 5 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第 5 号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第 13 議案第 6 号

○議長（小野会長）

日程第 13 議案第 6 号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第 6 号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第 5 第 1 項第 6 号による計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により決定を求める。

本件は全部で 13 件ございます。内訳は、所有権の移転が 6 件、利用権の設定が 7 件でございます。それでは所有権の移転から朗読させていただきます。

所有権の移転の第 1 号から第 6 号までは報告第 1 号及び第 2 号と内容が重複しますので、所有権の移転の内容から朗読いたします。

第 1 号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。所有権の移

転時期、令和３年１１月１日。対価、[]円。対価の支払い方法、指定口座に振込。対価の支払い期限、令和３年１２月１４日。引渡し
しの時期、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。

次号から第３号までの利用目的、対価の支払い期限、次号から第４号までの
対価の支払い方法、引渡し
しの時期、当事者間の法律関係、次号から第６号
までの所有権の移転時期は同文ですので朗読を省略します。

第２号、所有権の移転の内容、対価、[]円。

第３号、所有権の移転の内容、対価、[]円。

第４号、所有権の移転の内容、利用目的、採草放牧地として利用。対価、
[]円。対価の支払い期限、令和３年１１月３０日。

第５号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。引渡し
しの時期、令和３年１１月１日。当事者間の法律関係、贈与。

第６号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。引渡し
しの時期、令和３年１１月１日。当事者間の法律関係、贈与。

続いて利用権の設定です。

第１号から第６号までは報告第１号と内容が重複しますので、設定する利
用権から朗読いたします。

第１号、設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑として利
用。始期、令和３年１１月１日。終期、令和８年８月３１日。借賃、年間
[]円。借賃の支払いの方法、毎年１２月１０日までに指定口座
に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。

次号から第６号までの終期、借賃の支払い方法、次号から第７号までの利
用権の種類、始期、当事者間の法律関係は同文ですので朗読を省略します。

第２号、設定する利用権、内容、牧草畑として利用。借賃、年間
[]円。

第３号、設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。借賃、
年間 []円。

第４号、設定する利用権、内容、牧草畑として利用。借賃、年間
[]円。

第５号、設定する利用権、内容、牧草畑として利用。借賃、年間
[]円。

第６号、設定する利用権、内容、牧草畑として利用。借賃、年間
[]円。

第７号、利用権の設定を受ける者、[]番地の []、[]。利用権
を設定する土地、[]一 []外 []筆、計 []m²。利用権の
設定をする者、[]番地の []、[]。設定する利用権、内容、牧
草畑及び採草放牧地として利用。終期、令和５年１０月３１日。借賃、年間
[]円。借賃の支払い方法、毎年１１月３０日までに指定口座
に振り込むものとする。調整委員、信夫委員、石毛委員。

以上で議案第６号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第6号の事務局説明が終わりました。所有権移転の第1号から6号につきましては報告第1号、第2号で説明済み、利用権設定の第1号から第6号につきましても報告第1号、第2号で説明済みですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは調整に当たられた委員の説明を求めたいと思います。7号につきましては26番信夫代理、説明をお願いいたします。

○26番 信夫代理

それでは説明いたします。[]さん所有の農地ですけれども、議案第1号で合意解約された土地のうち、議案第2号で中間管理機構による買い入れ要請された土地以外の部分で残っている部分がありまして、その農地について再設定されたものです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

議案第6号の委員説明が終わりました。ここで議案第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第6号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第14 議案第7号

○議長（小野会長）

日程第14 議案第7号「現況証明願いについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第7号 現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9第4項の規定により証明する。

今月は1件の申請がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、[]ー[]、面積[]㎡。利用状況、原野。
所有者、[]番地[]、[]。

以上で議案第7号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第7号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。15番加藤和広委員、お願いいたし

ます。

○ 15 番 加藤和広委員

はい、説明いたします。この土地も10月19日に藤田委員、伊藤委員、事務局とで現地を見てまいりました。この土地は20年以上も利用されておらず、5m近い雑木も生えていて原野化しているという風に見てまいりましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

議案第7号の委員説明が終わりました。ここで議案第7号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第7号を原案のとおり許可することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（小野会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第17回総会を閉会します